

ITER調達活動用文書管理システムの更新作業 仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
ITERプロジェクト部 ITER計画管理グループ

1. 概要

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「QST」という。)では、那珂フュージョン科学技術研究所ITERプロジェクト部ITER計画管理グループが、文書管理機能、その他設計・製作要求と設計図書及び製作物の構造・機能・性能間の整合性を維持・管理するため構成管理機能を有する「JADA文書管理システム(以下「J-DCS」という。)」によって、ITER機構に向けて調達する装置・機器類の設計・製作等に関する技術図書類を管理している。

現状、J-DCSの各種機器類が老朽化による故障・不具合が生じている。また、J-DCS本体サーバや構成機器類の保守及び部品調達のサポート期限切れが迫り、故障・不具合対照部品の調達が困難であるとともに、新OSのアップグレード対応が不可のため、情報セキュリティ確保が困難である。

本件は、J-DCSを新しい機器に更新し、新OSの導入を行うことで、情報セキュリティの確保とともに、J-DCSによる文書管理業務全般の安定稼働性、効率性を高めることを目的とする。

2. 業務範囲

- (1)J-DCSサーバ 1式
- (2)バックアップ用NAS 1式
- (3)現地据付調整 1式
- (4)J-DCS更新 1式
- (5)データ移行 1式
- (6)バックアップ設定 1式

3. 納品品目及び員数

納品品目及び員数は別表1(全品相当品可とする)に示す。

また、各機器の詳細仕様を別表2に示す。

4. 提出図書

納入時に以下の表1に示す書類をA4ファイルでの印刷版1部、CD-ROM等での電子版1部を提出すること。

ただし、業務完了報告書及び再委託承諾願は紙のみの納入とする。カラーを使用する場合は、白黒でも印刷できるように配慮すること。

表1 提出図書

	図書名	提出時期	確認
1	作業体制表(情報セキュリティ体制表含む)	契約後速やかに	不要
2	実施計画書案	契約後速やかに	要
3	システム要件書	契約後速やかに	要
4	議事録	打合せの5日後までに	不要
5	各作業の動作確認・実施結果報告書	作業終了後	不要
6	各種設定一覧	納入時	不要
7	主要ソフトウェア及び機能の運用マニュアル	納入時	不要
8	制作データのプログラム及びソースリスト	納入時	不要
9	業務完了報告書	納入時	不要
10	再委託承諾願(量研機構指定様式)	作業開始2週間前までに	要

	※下請負がある場合のみ提出すること。		
--	--------------------	--	--

(提出場所)

QST 那珂フュージョン科学技術研究所

ITERプロジェクト部 ITER計画管理グループ

(確認方法)

「確認」は次の方法で行う。

QSTは、確認を要する提出書類を受注者から受領したときは、審査完了期限日を記載した受領印を押印して受注者に返却する。QSTは、当該期限日までに審査を完了し、受領しない場合には受注者に対して修正を指示し、修正を指示しないときは、受理したものとする。

なお、再委託承諾願については、QSTが確認後、書面にて回答するものとする。

5. 納入場所

茨城県那珂市向山801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 ITER棟付属建屋サーバ室

6. 納期

令和8年2月27日(金)

7. 作業内容

(1) J-DCS用サーバの構築

本調達で導入する新サーバの環境構築を行う。

(ア) 現地調査

受注者は現行の環境調査、設定情報収集を行うこと。

(イ) OS設定

受注者はOSインストール、基本設定、ネットワーク設定を行うこと。

(ウ) ミドルウェア設定

受注者はミドルウェアインストール、設定・調整を行うこと。

(2) J-DCSの移行

新サーバで稼働できるようにプログラム調整及びデータ移行を実施する。

(ア) 現地調査

現行プログラムの調査を行うこと。

(イ) プログラム改修

新環境に合わせてプログラムを改修すること。

(ウ) 動作試験

J-DCSの動作試験を行うこと。

(エ) データ移行

現行データを新環境へ移行すること。

(3) バックアップ用NASの構築

J-DCS及びITER機構のホームページ用CMS(以下、「CMS」という。)が搭載されているサーバのバックアップ先として利用できるようにNASの調整を実施する。

(ア) 現地調査

現行の環境調査・設定情報収集を行うこと。

(イ) J-DCS及びCMSのバックアップ試験

想定どおりに本NASにバックアップが取得できることを確認すること。

問題発生時はJ-DCS及びCMS側のバックアップ設定を含め修正を行うこと。

(4) バックアップソフトの設定

今回導入する新サーバでバックアップできるようにアプリケーションソフトの調整を実施する。

(ア) バックアップソフト機能要件

Arcserve UDP Advanced Edition 相当以上の機能を有すること。

(イ) バックアップ対象

J-DCSのドライブ全体とする。複数世代のバックアップを取得でき、1週間前の状態にも戻せるよう設定すること。

(5) 動作試験

インストール及び設定を行った内容について動作試験を行うこと。

(6) 設置・調整

納入場所に設置を行い、正常に動作するよう設定調整を行うこと。

(7) その他

現行のJ-DCS及びCMSの動作に影響が無いように作業を行うこと。

8. 検査条件

別表1「調達機器リスト」に示す調達品について、受注者自主検査によって正常動作を確認後、5項に示す納入場所に納入、据付後、員数及び外観検査、運用調整の合格をQSTが確認したことをもって検査完了とする。

9. 契約不適合責任

契約不適合責任については、契約条項のとおりとする。

10. 情報セキュリティについて

(1) 受注者は、QSTの情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(2) 本件の履行に当たり、受注者は従業員又はその他の者によって、QSTが意図しない変更が加えられることのない管理体制を整えること。

(3) 本件の履行に当たり、情報セキュリティ確保の観点で、受注者の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、業務を行う担当者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を求める場合がある。受注者は、これらの要求に応じること。

- (4) 本件に係る情報漏えいなどの情報セキュリティインシデントが発生した際には、速やかにQST担当者に連絡し、その指示の元で被害拡大防止・原因調査・再発防止措置などを行うこと。
- (5) 受注者は、QSTから本件で求められる情報セキュリティ対策の履行状況をQSTからの求めに応じて確認・報告を行うこと。またその履行が不十分である旨の指摘を受けた場合、速やかに改善すること。
- (6) 受注者は、機器、コンピュータプログラム、データ及び文書等について、QSTの許可無くQST外部に持ち出してはならない。
- (7) 受注者は、本件の終了時に、本件で取得した情報を削除又は返却すること。また、取得した情報が不要となった場合も同様とする。
- (8) 本件で作成された著作物(マニュアル、コンピュータプログラム等)の所有権は、QSTに帰属するものとする。
- (9) 本件の履行に当たり、その業務の一部を再委託するときは、軽微なものを除き、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等について記載した書面をQSTに提出し、承諾を得ること。その際受注者は、再委託した業務に伴う当該相手方の行為について、QSTに対しすべての責任を負うこと。
- (10) 経済産業省が策定した「情報セキュリティサービス基準」に適合すると認められ、登録台帳に登録されていること。
- (11) 日本産業規格(JIS)の個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項「JIS Q 15001」に準拠した適切な個人情報保護措置を講ずる体制を整備したプライバシーマークの取得実績 があり、本業務にJIS Q15001が要求する個人情報の管理を適用できること。

11. コンピュータプログラム作成等業務の取り扱い

コンピュータプログラム作成等業務の取り扱いについては、別紙「コンピュータプログラム作成等業務特約条項」の通りとする。

12. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

13. その他の事項

- (1) 作業日程と体制については協議の上、日程表及び体制表の区分ごとに実施計画書案を作成し、報告すること。また、作業結果についても区分ごとに各作業の動作確認・実施結果報告書を作成し報告すること。作業日程と体制については協議の上、その指示に従い日程表及び体制表の区分ごとに作成し、報告すること。また、作業結果についても区分ごとに作成し報告すること。
- (2) 本システムはQSTのJ-DCS所掌担当課室と連携する必要があるため、関係課室及び受注者とシステム連携について綿密かつ詳細な調整を行うこと。

14. 一般事項

- (1) 本作業実施に当たっては、開始前並びに作業中も随時QSTと十分な打合せを行うものとする。

(2) 受注者は資材及び梱包材、残材、廃材等の運搬と廃棄を行い、その経費を負担すること。

(3) 制作物の著作権について

受注者は制作したソフトウェア、J-DCS、グラフィック、それに使用される素材データ等の全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)をQSTに譲渡し、「人格権」については行使しない。また、制作されたデータは全てデジタルデータとしてQSTに納入するものとする。合わせて今回作成したJ-DCSについては、そのソースコード一切を納入するものとする。また、納入したJ-DCSの著作権はQSTが持つものとし、システムの再配布を行った場合にQST職員等にてシステム構築が可能なものとする。

(4) 受注者は業務が完了したらQSTに業務完了報告書を提出するものとする。

(5) QSTは、委託業務完了後にその業務に関して調査し、報告を求め、必要のあるときは改善を命ずることができるものとする。この場合受注者は、直ちにこれに応じてその結果をQSTに報告しなければならない。

(6) 本システムの納入後、別途運用に係る保守契約は行わない。ただし、J-DCS使用において不明点がある場合の問合せに関し、受注者は無償で対応すること。対応方法は電話もしくはメールとする。

(7) 受注者は業務の実施に当たっては、QST又は第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置をとらなければならない。また、危害又は損害を与えた場合は速やかにQSTと協議の上、原状に復することとする。原状に復することができない場合は相当の賠償をすることとする。

(8) 本仕様書の解釈について疑義が生じたとき又は仕様書に定めのない事項については、双方協議するものとする。

(9) 作業実施期日の詳細は双方協議の上決定する。

15. 協議

(1) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議の上、その決定に従うものとする。

(2) 消耗品を除き、納入後1年以内に通常の使用により故障した場合、無償で速やかに修理又は部品の交換に応じること。

以 上

別表1 調達機器リスト（全品相当品可とする）

項番	機器名称	概要	数量
1	J-DCSサーバ	Windowsサーバ	1
2	バックアップ用NAS	—	1

別表2 調達機器仕様

2.1 J-DCSサーバ	
項目	仕様及び性能
(1) 形状等	
数量	1
形状	タワー型サーバ専用機
(2) 性能等	
CPU	インテル® Xeon® E-2436 2.9G, 6C/12T
メモリ	16GB
ストレージ	2.8TB以上
光学ドライブ	DVD+/-RW SATA 内蔵
LAN	Broadcom 5720 デュアル ポート 1Gb オンボード
RAIDコントローラー	PERC H755 アダプター FH
電源	デュアル, (1+1) 冗長, ホットプラグ 電源 ユニット, 600W
システム管理	iDRAC9, ベーシック 16G
OS	Rocky Linux 9
付属品	USBキーボード, マウス (日本語)
(3) 保守	
本体	翌営業日対応オンサイト保守サービス 5年
2.2 バックアップ用NAS	
(1) 形状等	
数量	1
形状	縦置き型

(2) 性能等	
CPU	2.0GHz/4コア
メモリ	8GB
ストレージ	8TB以上 (RAID0構成時)
LAN	10GBASE-T×1, 1GBASE-T×2
電源	AC100V×1
OS	Linuxベース独自
(3) 保守	
本体	翌営業日対応オンサイト5年保守

コンピュータプログラム作成等業務特約条項

（目的物）

第1条 この契約の目的物は、次の各号の一又は二以上の組み合わせに該当するコンピュータプログラムの著作物（データ、データベース、マニュアル及びドキュメンテーションを含む。以下同じ。）及び当該コンピュータプログラムによる計算結果であって、仕様書に定める範囲のものとする。

- 一 コンピュータプログラム（コンピュータプログラムの設計を含む。）著作物
- 二 甲が提供するコンピュータプログラムの著作物により得られた計算結果
- 三 乙が所有するコンピュータプログラムの著作物及びこれにより得られた計算結果

（権利の帰属等）

第2条 この契約により作成された目的物（第1条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）に係る著作権その他この目的物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む。）に関する一切の権利は甲に帰属するものとする。ただし、本契約遂行のために使用するプログラム等のうち、本契約締結以前から、乙が所有するものについては、その著作権は乙に帰属するものとする。

2 乙は、この契約により作成された目的物について、甲又は甲の指定する者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

（氏名の表示の制限）

第3条 乙は、第1条に規定する著作物に著作者氏名を表示しないものとする。

（第三者の権利の保護）

第4条 乙は、この業務の実施に関し第三者（著作者を含む。）の著作権その他の権利を侵害することのないよう必要な措置を自らの責任において講じなければならない。

（技術情報）

第5条 甲が、この業務の実施に関し、乙の保有する技術情報を知る必要が生じた場合には、乙は、この契約の業務に必要な範囲内において当該技術情報を甲に無償で提供しな

ければならない。

2 甲は、乙からの書面による事前の同意を得た場合を除き、前項により知り得た技術 情報を第三者に提供しないものとする。

(プログラム開発に必要な技術情報)

第6条 甲は、仕様書に定めるところにより、乙がこの業務の実施に必要な計算コードその他必要な技術情報を乙に使用させることがある。

(公表)

第7条 乙は、目的物を甲に引き渡す前に、これを第三者に公表してはならない。

2 乙は、この契約により得られた成果について発表し、若しくは公開し、又は第三者に提供しようとするとき、及びこの業務の実施によって知り得た技術情報を第三者に開示しようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。

以上